

＜明治乳業不当労働行為・差別事件＞

差別も不当労働行為意思も鮮明な事件なのです

明治乳業争議全国事件（9事業所、32名）が実質審理を目前に、審査（審理）の枠組み等を巡って重要な局面を迎えます。先行している市川工場事件（23年目・最高裁）に続く本件も、申立から13年が経過する長期争議であり、残念ながら多くの者が定年退職を迎えた中での闘いです。しかし、北は北海道（根室）から福岡に至る申立人らは、「なんとしても明治乳業に謝らせ、償わせる。このまま人生終えられない」との決意で頑張っています。それは、この事件、あまりにも赤裸々な不当労働行為・差別事件であり、それぞれが許しがたい人権侵害と差別を、40年以上に及んで受けてきたからです。明治乳業は、昭和40年代後半より、過酷な労働条件の改善や、人減らし「合理化」に反対して、全国各地で高揚する労働組合活動を恐れ、各工場にインフォーマル組織を結成。労働者を「赤組」「白組」

「雑草組」に分類し、昇給・昇格や仕事差別を脅しの武器に、「赤組」からの転向を迫る等で労組役員選挙に介入し、全国的に労組活動の右傾化を行い、その後も、会社の支配介入に反対して闘う労働者（申立人ら）に対し、見せしめ的に差別・排除の攻撃を続けてきたのです。

不当労働行為制度が、労働三権を侵害する使用者の行為を厳しく排除（現状回復）する

事が設立趣旨であることは、使用者に初審申立権が無い事でも明白ですが、この趣旨に照らしても、明治乳業事件の救済は焦眉の課題というべきです。



「使用者の行為を門前払いすることはできない」と喝破

かつて、中央労働委員会の会長であった石川吉衛門（東大名誉教授）は、労組法27条2項「継続する行為」に関して、次のように述べています。

「継続性を否定する理由は『立法の趣旨』以外にない。しかし、これでは姑息な使用者の組合弱体化工作を是認することになってしまう。そもそも、『立法の趣旨』といっても、除斥期間が設けられたときには、ここで問題になっているが如き事態は全く予想されていなかったと思うのである。・・・したがって、『継続する行為』の意味を考える際にも、不

当労働行為制度の本来の目的に照らして、本制度独自のものとして捉える必要があると思うのである。私としては、このような使用者の行為を、門前払いすることはできない。・・・そのような使用者の行為を放置しておくことは、労使関係の円滑化に害があるからである。」

（法律学全集「労働組合法」401～402頁）

私達は、このような制度設立趣旨に基づいて、労働委員会が機能することを信頼し、長期争議の全面解決への道筋を切り開く為に、早期救済命令を求めて頑張ります。

明治乳業争議支援共闘会議

連絡先 江東区労連 03-5606-5285 明治乳業争議団 047-332-5698

ホームページ <http://ms-64.web.infoseek.co.jp/>

07年11月22日

東京争議団共闘会議 〒107-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館503内

TEL&FAX 03-5395-3245 <http://www.tokyo-s.org>

mail@tokyo-s.org